

消防財政の基礎知識

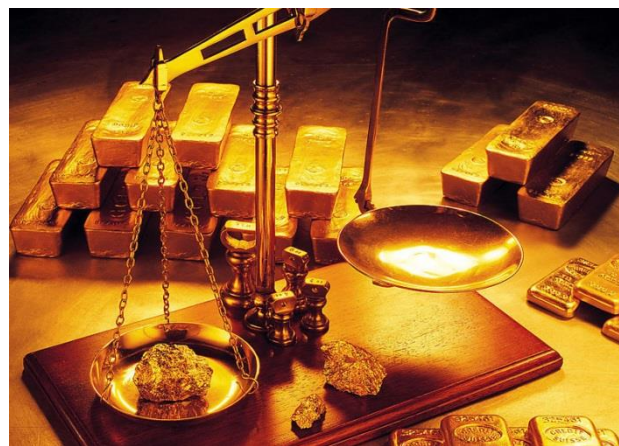
平成27年12月5日 第46回労働講座

北海道ブロック幹事 三上高鋭

中国ブロック幹事 岩本展政

消防財政の基礎知識

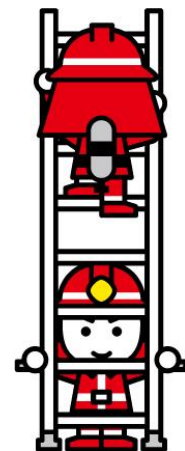
1. 消防財政とは
2. 市町村の消防財政
3. 消防財源の内訳
4. 消防防災施設等の整備に対する地方財政措置
5. 消防広域化支援対策
6. 消防財政まとめ



1. 消防財政とは

消防財政制度のあらまし

- 昭和23年3月に消防組織法が施行され、**自治体消防**が発足する。
- これにより、市町村は**地方自治**の本旨に基づき、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を負うとともに、その消防の責務を果たすために必要な経費は当該市町村が負担することとなった。



1. 消防財政とは

消防財政制度のあらまし

消防組織法

- (市町村の消防に関する責任)
- 第6条 市町村は、当該市町村の区域における**消防**を十分に果たすべき責任を有する。
- (市町村の消防の管理)
- 第7条 市町村の消防は、条例に従い、**市町村長**がこれを管理する。
- (市町村の消防に要する費用)
- 第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

1. 消防財政とは

消防財政制度のあらまし

- **国**や**都道府県**は、原則として直接消防活動を行っていないが、市町村の消防が円滑におこなわれるよう消防事務の一部を職務に属する。



1、消防財政とは

消防財政制度のあらまし

国(消防庁)が行う消防事務

- 消防制度や消防準則の企画立案
- 消防職団員の教育訓練の基準
- 消防施設の強化拡充のための指導及び助成
- 消防思想の普及宣伝
- 消防に必要な人員及び施設の基準
- 人命の救助活動・救急業務の基準
- 消防の応援及び緊急消防援助隊
- 災害対策基本法に基づく国と地方公共団体の連絡
- 国際緊急援助活動
- その他消防防災に関する指導助言

1、消防財政とは

消防財政制度のあらまし

都道府県が行う消防事務

- 消防職団員の教育訓練
- 消防職員の人事交流のあっせん
- 消防統計、消防情報
- 消防施設の強化拡充の指導及び助言
- 消防思想の普及宣伝
- 消防設備、機械器具及び資材の性能試験
- 市町村の消防計画や消防の相互応援計画の作成指導
- 消防本部、署を置かない市町村における危険物規制、危険物取扱者や消防設備士の試験と免状の交付
- 特定の場合における救急業務

2、市町村の消防財政

一般財源 1兆5,894億円 83.4%

- 地方税
- 地方交付税
- 地方特例交付金等
- 地方譲与税

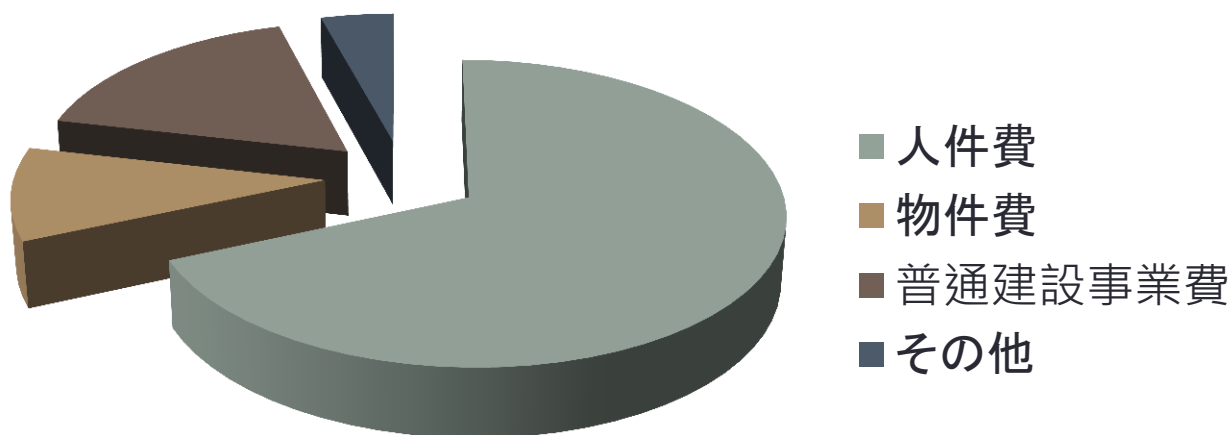
特定財源

- 国庫支出金 324億円 1.7%
- 地方債 2,064億円 10.8%

※平成26年消防白書より

2. 市町村の消防財政

消防経費の性質別内訳



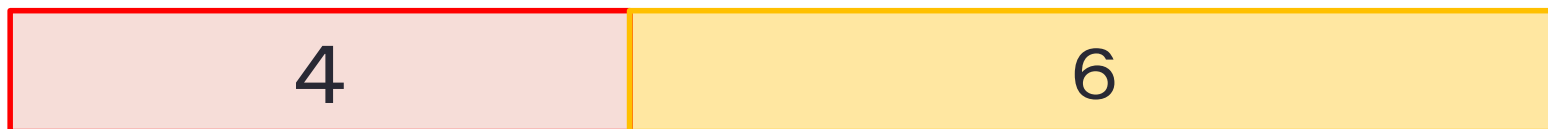
• 人件費	1兆3,082億円	69%	前年比2%減
• 物件費	1,910億円	10%	3%増
• 普通建設事業費	3,268億円	17%	45%増
• その他	808億円	4%	

※平成26年消防白書より

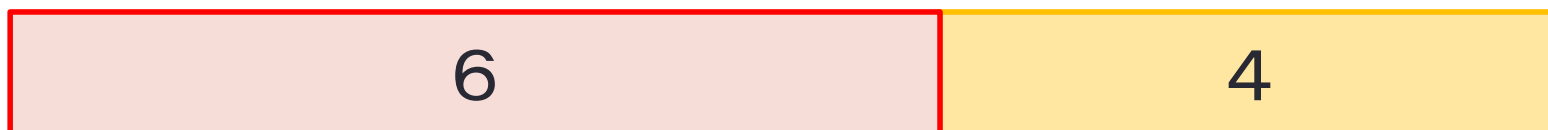
2. 市町村の消防財政

国と地方の財政関係

- 国と地方の仕事（行政サービス）の負担



- 国と地方の税収



- 不足分を国から地方へ（地方交付税・国庫支出金）



3. 消防財源の内訳

- 市町村消防費の財源

一般財源 …… 使途に制限がなく、
いかなる経費についても使用できる

- 地方税
- 地方交付税
- 地方特例交付金等
- 地方譲与税

特定財源 …… 一定の使途にのみ使用できる

- 国庫支出金
- 地方債

3. 消防財源の内訳

地方税とは

- 地方団体の収入の中心、「**地方税法**」及び地方団体の**条例**の定めるところによって、地域内の住民や企業などから徴収されるもの。
- 地方団体の判断により、どのような経費に充てても良い**普通税**、特定の経費に充てる**目的税**、に分けられる。
 - ※地方の況不況に左右される部分。

3. 消防財源の内訳 地方税の種類

普通税(どのような経費に充てても良い)

- 市町村民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 市町村たばこ税
- 鉱産税
- 特別土地保有税
- 市町村法定外普通税

3. 消防財源の内訳 地方税の種類

目的税(特定の経費に充てる)

- 入湯税 …………… 消防施設の整備のための目的税

- 事業所税

- 都市計画税

- 水利地益税

- 共同施設税

- 宅地開発税

- 国民健康保険税

- 市町村法定外目的税

地方税法 第701条

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入浴に対し、入浴客に入湯税を課すものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2

入湯税の税率は、入湯客一人一日について、150円を標準とするものとする。

3. 消防財源の内訳 地方税の種類

※平成27年度地方財政計画における地方税の税収見込み額

- 都道府県税 17兆17億円
前年比:2兆3722億円(16.2%)の増加
- 市町村税 20兆4902億円
前年比:1070億円(0.5%)の増加
- あわせて2兆4792億円(7.1%)の増加になっている

3. 消防財源の内訳 地方交付税

- **地方交付税**

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもの。
(地方財政調整制度)

地方交付税法 第1条 (この法律の目的)

地方団体の**自主性**を損なうことなく、その財源の均衡化を図り、あわせて地方団体の行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性の強化を図ることにある。

⇒ 国から干渉されることがあってはならない。

3. 消防財源の内訳 地方交付税

地方交付税の財源

※平成25年度までの税の種類

- 所得税 32%
- 法人税 34%
- 消費税 29.5%
- 酒税 32%
- たばこ税 25%

これら、国税五税と言われるものでした。

3. 消防財源の内訳 地方交付税

地方交付税の財源

平成26年、平成27年に地方交付税の法定率の見直しが行われました。

- 所得税 33.1% ↑
- 法人税 33.1% ↓
- 消費税 22.3% ↓
- 酒税 50% ↑
- たばこ税 0% ー
- 地方法人税 100%

3. 消防財源の内訳 地方交付税

- 地方交付税の区分

普通交付税

- 地方交付税総額の96%、地方団体ごとに算定した**基準財政需要額**が**基準財政収入額**を超えた場合に、その**超過額(財源不足額)**を補てんするために交付されるもの。

特別交付税

- 地方交付税総額の4%、災害の発生等に伴う臨時の財政需要に対処するもの。普通交付税を補完する役割を担っている。

3. 消防財源の内訳

地方交付税

地方交付税の区分

普通交付税

- 27年度・・・15兆7,495億円
- 26年度・・・15兆8,724億円

特別交付税

- 27年度・・・1兆0,053億円
- 26年度・・・1兆0.131億円

地方交付税(普通交付税+特別交付税)

- 27年度・・・16兆7,548億円
- 26年度・・・16兆8,855億円

※地方交付税法等の一部を改正する法律の概要(平成27年法律第3号)

3. 消防財源の内訳 地方交付税

- 普通交付税算定の仕組み

普通交付税は、毎年度、**基準財政需要額**が**基準財政収入額**を超える地方団体に対して交付される。この超える額を「**財源不足額**」と呼んでおり、財源不足額が**普通交付税**の額として交付される。

基準財政需要額

—

基準財政収入額

=

財源不足額

||

普通交付税額

3. 消防財源の内訳 地方交付税

基準財政需要額とは

- 各地方団体の**※財政需要を合理的に測定**するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額。
(地方交付税法第2条第3号)
- その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「**単位費用**」を乗じた額を合算することによって行われます。

※ 基準財政需要は、具体的な支出の実績(決算額)や、実際に支出しようとする額(予算額)にとらわれない、個別の事情や独自の判断に基づかない、自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定される。

3. 消防財源の内訳 地方交付税

基準財政需要額

$$\text{個別算定経費} + \text{包括算定経費} = \text{基準財政需要額}$$

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} = \text{個別算定経費}$$

$$\begin{aligned} & \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口)} \times \text{補正係数} + \text{単位費用} \\ & \times \text{測定単位(面積)} \times \text{補正係数} = \text{包括算定経費} \end{aligned}$$

【消防費に係る単位費用】 平成27年度: 11,300円(人口一人当たりの費用)

3. 消防財源の内訳 地方交付税

基準財政収入額 とは

- 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額
(地方交付税法第2条第4号)

標準的な地方税収入 × **75 / 100** + **地方譲与税等**

= **基準財政収入額**

3. 消防財源の内訳 地方交付税

地方交付税まとめ

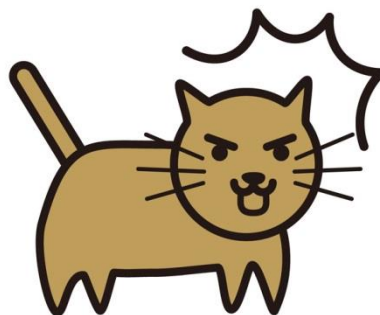
地方交付税額算定の中には、

- 消防費に係る**基準財政需要額**があり、
- 常備消防の算定経費の**単位費用**があり、
- 消防費の単位費用の**算定基礎**があり、
- 算定基礎の中身として、「**消防力の整備指針**」に基づく**職員配置や車両配備、休日給や出動手当**など、あらゆる消防事務が勘案されています。

3. 消防財源の内訳 地方交付税

地方交付税まとめ

- このように、十分とは言えないかもしれませんが、市町村に対し一定水準の消防力を維持するための消防費(財源)を**地方交付税**として保障しています。
- **皆さんの自治体の消防予算にかかる一般財源は、基礎財政需要額を下回っていませんか？**



3. 消防財源の内訳 地方特例交付金

地方特例交付金とは

個人住民税における**住宅借入金等特別税額控除**による減収を補てんするために必要な額を計上している。



3. 消防財源の内訳 地方譲与税

地方譲与税とは

本来、地方税として徴収される税を国が一旦徴収し、その収入額の全部または、一部を一定の基準等によって地方団体へ譲与する税です。

- 地方揮発油譲与税
- 石油ガス譲与税
- 自動車重量譲与税
- 航空機燃料譲与税
- 特別とん譲与税
- 地方法人特別譲与税

航空機燃料譲与税は用途に空港対策の一環として**消防施設の整備**が含まれている。

(航空機燃料譲与税法第7条・施行令第3条4)

3. 消防財源の内訳

特定財源

一般財源 1兆5,894億円 83.4%

- 地方税
- 地方交付税
- 地方特例交付金等
- 地方譲与税

特定財源

- 国庫支出金 324億円 1.7%
- 地方債 2,064億円 10.8%

3. 消防財源の内訳

国庫支出金

国庫支出金

国と地方の経費の負担区分に従い、交付されている財源。

- ・負担金
- ・委託金
- ・補助金(交付金)

消防施設等の整備に対しては、国庫補助金が交付されている。

- ・ **地方交付税**は自由に使える**一般財源**、
- ・ **国庫支出金**は使途が指定されている**特定財源**。

2、市町村の消防財政

国と地方の財政関係

- ・ 国と地方の仕事(行政サービス)の負担



- ・ 国と地方の税収



- ・ 不足分を国から地方へ(地方交付税・国庫支出金)



3. 消防財源の内訳 国庫支出金

市町村の**消防施設等**の整備に対する国庫補助金

- 緊急消防援助隊設備の整備に対する国庫補助金
(緊急消防援助隊設備整備費補助金)

平成27年度当初予算における総額＝15億7805万円

- 消防施設の整備に対する国庫補助金
(消防防災施設整備費補助金)

平成27年度当初予算における総額＝48億9838万円

3. 消防財源の内訳 国庫支出金

市町村の**消防施設等**の整備に対する国庫補助金

- ・緊急消防援助隊設備の整備に対する国庫補助金

平成27年度当初予算における総額＝15億7805万円

- ・消防設備の整備に対する国庫補助金

平成27年度当初予算における総額＝48億9838万円

その他、復興庁予算として「消防防災施設災害復旧費補助金」「原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」がある。

3. 消防財源の内訳 国庫支出金

その他の国庫支出金

- 交通安全対策特別交付金
- 電源立地地域対策交付金
- 石油貯蔵施設立地対策交付金
- 高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金
- 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金

3. 消防財源の内訳 地方債

地方債とは

- 地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行(返済)が一会計年度を越えて行われるもの。

地方債の対象経費

- 公営企業に要する経費
- 支出金及び貸付金
- 地方債の借換に要する経費
- 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- 公共施設、公用施設の建設事業費等

3. 消防財源の中核 地方債

地方
平成27年度末

部から調達
が

会計

国債残高873兆円

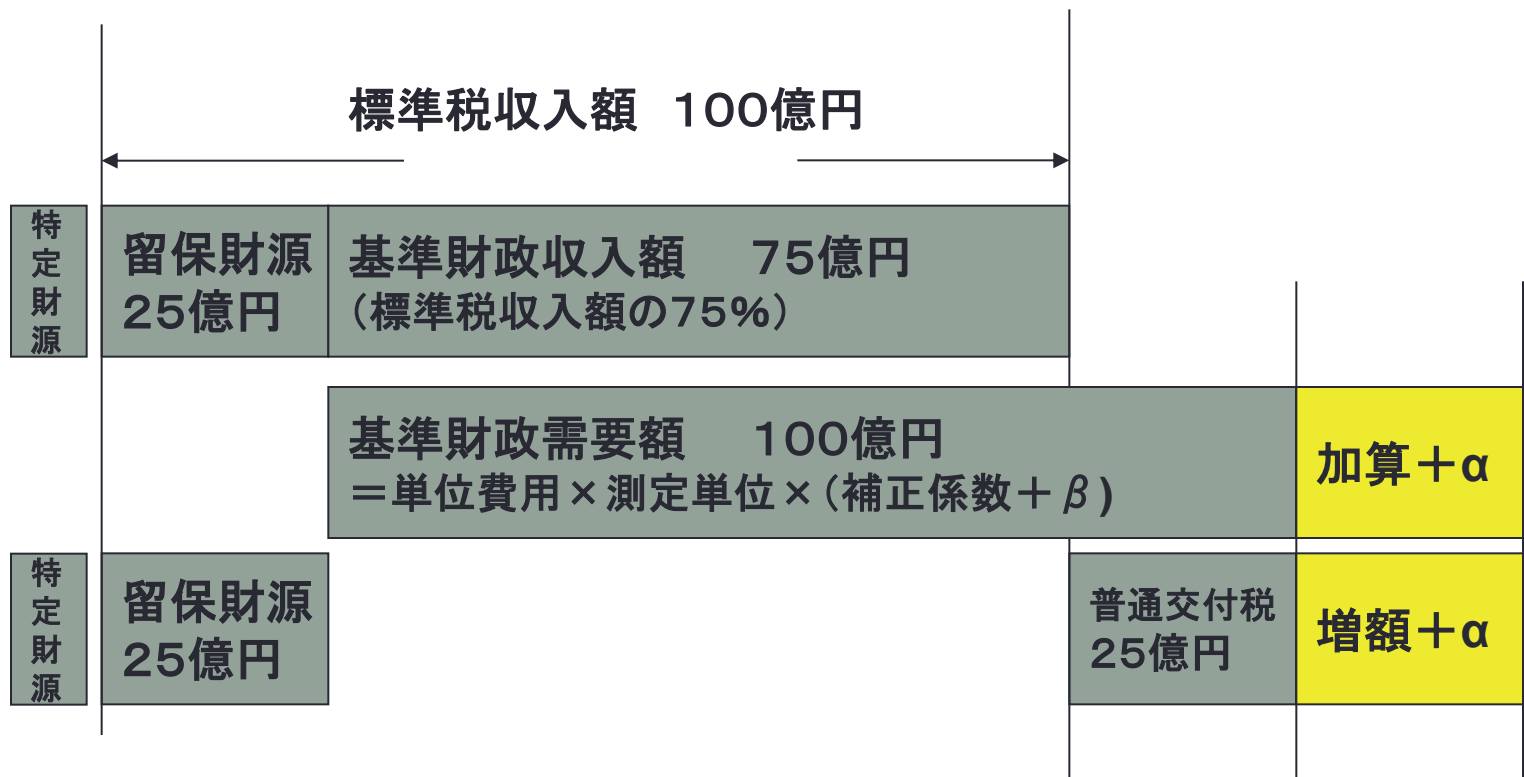
地

地方債残高199兆円

- 地方債
- 災害
- 公共施設

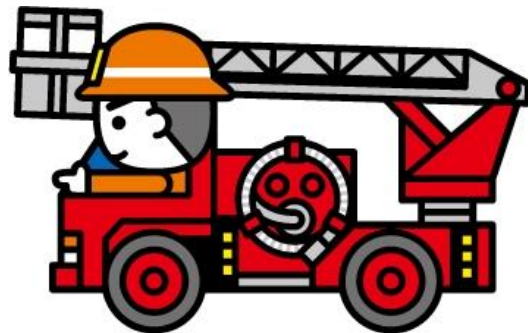
日本の借金
合計1035兆円

4. 消防防災施設等の整備に対する地方財政措置



- 基準財政需要額に消防防災施設整備分の地方債が加算されても、普通交付税に地方債の元利償還金(利息を含めた金額)分が算入され増額する。

4. 消防防災施設等の整備に対する地方財政措置



30m級災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車
基準額 101,354,000円

緊急援助隊施設整備費交付金
50,677,000円

防災対策事業債
38,007,750円
交付税算入1520万円

一般財源

一般財源から 12,669,250円
年約456万円を5年ローンで支出
※市町村負担額は計3,546万円

5. 消防広域化支援対策

- 平成18年、消防の広域化を推進し、そのための支援対策を掲げました。平成25年に改正された基本指針において、広域化を推進する期間が5年程度延長され、平成30年4月1日までに広域化を実現することとしました。
- 市町村の消防の広域化への取り組みを支援するため、平成25年度から財政措置は一層拡充されている。

5. 消防広域化支援対策

- 消防広域化準備経費（特別交付税）
- 消防広域化臨時経費（特別交付税）
- 消防署所の整備（緊急防災・減災事業債）
- 消防指令センターの整備（緊急防災・減災事業債）
- 消防車両等の整備（緊急防災・減災事業債）



6. 消防財政 まとめ

- 消防の財源措置としては、普通交付税の基準財政需要額に算入される一般財源も重要であり、次いで国や都道府県からの補助金や地方債等の特定財源も必要である。
- 普通交付税の基準財政需要額への参入による措置は、全国的に消防行政の一定水準を維持するために必要な財源を保障しようとするもの。
- しかし、基準財政需要額に比べて消防予算の一般財源が下回っている市町村が多く存在する。

6. 消防財政 まとめ

- 市町村**財政は厳しい**状況が続いていますが、限られた財源の中で、消防が国民・市町村民の要請に応えていくためにも、消防財政の基礎を学び、精通した上で、自分たちの消防体制を築きあげなければなりません。
- **現場の声**を反映させることが、地域の消防力を高めます。
- **消防財政**に強くなり、消防職場の勤務条件、装備、環境を変えていきましょう。



• 以上